

煙火消費許可申請の手引き

令和3年4月16日制定

令和3年5月18日改正

令和5年3月 1日改正

【花火大会に必要な諸手続き】

1 煙火消費許可申請について

(1) 申請者

主催者等、煙火の消費の許可を受けようとする者

※ 花火大会の責任者は主催者です。手続きは、煙火打揚業者任せにすることなく、主催者が主体的に行ってください。
なお、申請にあたっては、打揚業者と事前に綿密な打ち合わせを行った上で申請してください。

(2) 申請書類

ア 火薬類（煙火）消費許可申請書（様式第1号）

イ 煙火消費計画書（様式第2号（その1））

なお、手筒煙火を消費する場合は、手筒煙火消費計画書（様式第2号（その2））も添付するものとする。

ウ 煙火消費場所図面

エ 保安体制図（警備体制及び連絡体制を記載したもの）

オ 消費に従事する者の煙火消費保安手帳の写し（公益社団法人日本煙火協会が交付するもの）

カ 仕掛煙火・小型煙火の仕様書

キ 危険予防の方法

〔※ 各種様式については、宮崎市HP > [消防・防災](#) > [救急・消防](#) > [予防関係届出](#) > [火薬類取締法に関する申請・届出](#)よりダウンロード可能です。〕

(3) 申請先

予防課 保安係 電話（0985-32-4905）

[所在地] 宮崎市和知川原一丁目64番地2（3階）

(4) 申請時期

消費予定日の概ね1ヵ月前までに申請すること。

(5) 提出部数

3部

(6) 許可申請手数料

7,900円（現金）

2 火薬類（煙火）消費許可申請書（様式第1号）の記載要領<記載例有>

(1) 「申請者」欄は、通常は主催者が消費者となることから、主催者の代表者名を記載すること。

(2) 「名称」欄は、消費者が市町村の場合は市町村名、実行委員会の場合は実行委員会の名称、法人の場合は法人の名称を記載すること。

(3) 「事務所所在地（電話）」欄は、主催者の主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、主催者が自治会長等である場合は、当該自治会長等の住所とすること

ができる。

- (4) 「職業」欄は、主催者の職業を記載すること。
- (5) 「代表者住所・氏名」欄は、主催者に関するものを記載すること。
- (6) 「火薬類の種類及び数量」欄は、次に掲げるそれぞれの内容を記載すること。
 - ア 打揚煙火（裏打玉及びスターマインを含む）の打揚玉の号数ごとの個数、ぽか物・割り物の別（仕掛煙火に含まれる打揚玉の個数は含まない。）
 - ※ スターマインは仕掛煙火に分類されるが、申請にあたっては打揚煙火に含めるものとする。
 - イ 仕掛煙火及び小型煙火の数量
 - ウ 斜め打ちの有無（星打ちも含む。）
 - エ 打揚用火薬の数量
- (7) 「目的」欄は、「〇〇花火大会」など具体的に記載すること。
- (8) 「消費場所」欄は、消費する場所の番地まで正確に記載すること。ただし、番地の記載が困難な場合は、「〇〇町〇〇河川敷」などその場所が特定できる記載方法とすることができる。
- (9) 「日時（期間）」欄は、消費予定日を記載し、有効期間は概ね3か月を超えない期間とする。また、消費時間は、打揚筒、仕掛け等の準備又は設定の時間を含まない煙火の消費を行う時間を記載し、雨天時等の順延がある場合は予備日についても記載すること。

なお、2日以上煙火の消費の場合は、概ね1ヵ月以内とし初日の消費を開始する時間から最終日の消費を終了する時間までの記載とすることができる。
- (10) 危険予防方法欄は、別紙に火薬類取締法施行規則第56条の4に規定する煙火消費の技術上の基準を遵守して、消費場所に応じた危険予防の方法を具体的に記載すること。

3 煙火消費計画書（様式第2号（その1））の記載要領＜記載例有＞

- (1) 「消費順序の概要」欄は、煙火の種類、大きさ及びぽか物・割り物別の数量、斜め打ちを行う旨、消費時間及び消費従事者の概要を記載すること。
- (2) 「点火・打ち込みの方法」欄は、煙火の種類ごとに点火・打ち込み方法の概要を記載すること。
- (3) 「消費する煙火の製造業者」欄は、当該申請に関する煙火を製造する者の氏名及び住所、法人にあってはその名称及び所在地を記載すること。
- (4) 「煙火消費作業の従事者」欄は、消費に従事する責任者及びその他の取扱者の氏名並びにその者に係る必要事項を記載すること。
- (5) 手筒煙火を消費する場合は消費概要を（様式第2号（その2））に記載すること。

4 煙火消費場所図面記載事項

- (1) 打ち揚げ場所を中心として半径約300m（保安距離以上）の範囲以内の建物、家屋、見物席等を詳細に記載すること。
- (2) 煙火消費場所からの保安距離を明示すること。
- (3) 煙火置場及び保安物件を記入し、煙火消費場所からの最短水平距離を記載すること。
- (4) 見張人（警備員等）の配置箇所及び立入禁止区域等を明示すること。

5 保安体制図

緊急時の連絡体制図（主催者、煙火消費作業従事者、消防、警察、その他関係機関）や警備計画等を作成し添付すること。

6 煙火消費保安手帳の写し

前記消費計画書の煙火消費作業の従事者欄に記載されている者の煙火消費保安手帳（公益社団法人日本煙火協会が交付するもの）の写しを添付すること。

7 仕掛煙火、小型煙火の仕様書

煙火製造、販売業者等が発行する仕様書（開花半径等が確認出来るもの）を添付すること。

【煙火消費時における保安距離】

1 打揚煙火及び仕掛煙火

(1) 垂直打ち

| 打揚煙火 | | 保安距離 | |
|---------|--------|--------|------|
| | | 種類（注1） | |
| 直径 | 呼称 | ぽか物 | 割り物 |
| 7.5cm以下 | 2.5号 | 40m | 65m |
| 9.0cm以下 | 3号 | 65m | 100m |
| 12cm以下 | 4号（注2） | 75m | 110m |
| 15cm以下 | 5号 | 130m | 180m |
| 18cm以下 | 6号 | 190m | |
| 24cm以下 | 7号～8号 | 210m | |
| 30cm以下 | 9号～10号 | 240m | |
| 45cm以下 | 15号 | 250m | |
| 60cm以下 | 20号 | 300m | |
| 75cm以下 | 25号 | —（注3） | |
| 90cm以下 | 30号 | —（注3） | |
| 仕掛煙火 | | 20m | |

（注1）ア ぽか物：煙火玉の形状が球形で、少量の割火薬を用いた重量の軽い煙火をいう。（例）号砲、段雷、柳等

イ 割り物：煙火玉の形状が球形で、多量の割火薬を用いた重量の重い煙火をいう。（例）菊、牡丹等

（注2）煙火号数が上記基準の間に相当するときは、繰り上げ基準とする。

例えば、3.5号は4号玉の基準とする。

（注3）20号を超える煙火玉については、別途協議する。

※ スターマインは、仕掛煙火に分類されるが、この場合は、打揚煙火として取り扱うものとする。

(2) 斜め打ち

ア 打揚煙火及び仕掛煙火の斜め打ちを行う場合は、観客席など人の集合する

場所に向けた打ち出しを行わないこと。また、当該煙火の軌跡が変わることのないよう軌道上に障害物がないこと。

- イ 斜め打ちができる打揚煙火は、煙火玉の大きさが3号玉以下、傾斜角度60度以上とする。ただし、保安のために、通路、人の集合する場所、建物等がない方向へ筒をわずかに（概ね10度）傾けて消費する場合は除く。
- ウ 斜め打ちができる仕掛煙火は、斜め打ちを行うことが想定されていないもの、または斜め打ちと同様の消費方法をとる可能性があるが現行基準で対応できるものを除いた煙火とする。
- エ 打揚煙火及び二次開発を伴う仕掛煙火を斜め打ちにより消費する場合は、文献、試験打ち又は過去の実績等により、打揚筒の傾斜角度、発射薬量等を調査し、煙火玉の予想落下地点を確認すること。
- オ 打揚煙火及び二次開発を伴う仕掛煙火を斜め打ちにより消費する場合は、打揚筒の設置場所及び煙火玉の予想落下地点において、上記(1)の保安距離を確保すること。加えて、打揚筒の設置場所及び煙火玉の予想落下地点2つの円の保安距離の共通外接円で囲まれた範囲も保安距離とする。
- カ 二次開発を伴わない仕掛煙火を斜め打ちにより消費する場合、火の粉等の飛散方向以外は、上記(1)の保安距離とすることができる。

2 手筒煙火

手筒煙火消費にあたっては、その特殊性を鑑み、事故防止及び公共の安全確保の観点から、事前に予防課保安係と協議すること。

※ 手筒煙火とは、噴出薬を詰めた筒を脇に挟み腕に抱え、又は手でつかむことにより保持したまま、若しくは移動しながら筒に噴出口から空中に火の粉を噴出させることにより消費する煙火をいう。

3 打揚煙火、仕掛煙火以外の煙火（俗称：小型煙火、星打ち）

煙火製造、販売業者等が発行する煙火仕様書に示された開花半径の2倍以上、または、星等の部品が広がる範囲の2倍以上の距離で最低20mとする。

なお、仕様書等で開花半径等が確認できない場合は、100mとする。

保安距離内の保安物件等について

保安距離内に通路、人の集合する場所、建物等（保安物件）がある場合は、原則として煙火の消費を許可することはできない。ただし、下記に示す煙火消費許可申請者の計画による警備警戒、煙火による事故防止対策その他の安全対策等により、安全が確保できると判断できる場合は、この限りではない。

（具体的な申請者の対策計画例）

- 1 通路については、煙火消費期間中に交通制限を設け、人や車両の往来がないことが確実であること。
- 2 現住建造物等人がいる建物がある場合は、煙火消費期間中、保安距離外に人を一時退去させることを原則とし、やむを得ず退去できない場合は、煙火消費場所に面した建物の入口、窓等に防護対策（雨戸等）を施し、煙火消費期間中は建物の外に出ないこと。

【許可を要さない数量について】

1 消費の許可を要さない数量等

火薬取締役法第25条第1項ただし書きにより、許可を受けないで消費することのできる煙火の数量は、次に掲げるものとする。(火薬類取締役施行規則第49条第4号及び第4号の2に規定する数量)

(1) 観賞又は信号用の煙火のうち、消費場所において1日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

| 煙火の種類等 | | 数量 |
|---|-----------------------|--------|
| 球状の打揚煙火 | 外殻の直径10cmを超え14cm以下のもの | 10個以下 |
| | 外殻の直径6cmを超え10cm以下のもの | |
| | 外殻の直径6cm以下のもの | |
| 仕掛煙火に使用する炎管の数 | | 200個以下 |
| スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物(筒物1個が火薬1g以下爆薬0.1g以下のもの) | | 300個以下 |
| 爆竹(爆竹1個が、1本の火薬1g以下爆薬0.1g以下の筒物30本以下で連結されているもの) | | 300個以下 |
| 競技用紙雷管 | | 無制限 |

※すべての上限を満たすことが必要

(2) 映画、演劇等の効果用として、1日に消費できる煙火の無許可数量は、次のいずれかに該当する場合とする。

| 煙火の種類等 | 数量 |
|---------------------------------|------|
| 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個30gを超え50g以下の煙火 | 5個以下 |
| 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個15gを超え30g以下の煙火 | |
| 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1個15g以下の煙火 | |
| 発煙筒、撮影用照明筒 | 無制限 |
| 爆薬(爆発音を出すためのもの)0.1g以下の煙火 | 無制限 |

※すべての上限を満たすことが必要

※ 許可を要しない煙火消費に該当する場合、『煙火打上げ・仕掛け届出書』を管轄する消防署への提出が必要となります。

- 大淀川以北・・・宮崎市北消防署 予防査察係 (0985-32-4667)
[所在地] 宮崎市和知川原一丁目64番地2(2階)
- 大淀川以南・・・宮崎市南消防署 予防査察係 (0985-54-1700)
[所在地] 宮崎市大字本郷北方3160番地1